



埼玉地方最低賃金審議会  
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長  
久知良 俊二

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別表のとおり下記 5 件の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金  
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金  
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金  
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金  
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）

## 特定最低賃金の改正決定の申出状況

ケース別	特定最低賃金の件名 (適用対象業種の範囲)	適用労働者数	申出日及び申出者	協約覚書適用労働者数 又は機関決定労働者数 (適用労働者に占める割合)
労働協約	非鉄金属製造業 ※〔E23(小分類のE231・235・239を除く。)]	4,990人	令和4年7月13日 ・日本基幹産業労働組合連合会 埼玉県本部 委員長 卜部 勝則 ・JAM埼玉 会長 今井 信博 ・全日本電線関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 廣瀬 裕	2,314人 (46.37%)
労働協約	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※〔E28、E29(細分類のE2973(心電計製造業を除く。)、E30を除く。)]	34,180人	令和4年7月13日 ・全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 竹内 秀之 ・JAM埼玉 会長 今井 信博	19,214人 (56.21%)
労働協約	輸送用機械器具製造業 ※〔E31(小分類のE315・319(細分類のE3191を除く。)]を除く。)]	44,070人	令和4年7月13日 ・全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会 議長 二階堂 祐輔 ・JAM埼玉 会長 今井 信博	21,276人 (48.28%)
労働協約	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 ※〔E275、E323〕	3,500人	令和4年7月13日 ・JAM埼玉 会長 今井 信博 ・日本化学エネルギー産業労働組合連合会 埼玉地方協議会 議長 田中 勇希	1,788人 (51.09%)
公正競争	自動車小売業 ※〔I591(細分類のI5914を除く。)]	16,760人	令和4年7月13日 ・全日本自動車産業労働組合総連合会 埼玉地方協議会 議長 二階堂 祐輔	7,486人 (44.67%)

※は、日本標準産業分類(平成25年10月30日総務省告示第405号)による分類を記載。